

掲載内容

第1章 総論

- ◆財産分与とは
- ◆2分の1ルールとは
- ◆特有財産とは
- ◆実務での審理手順
- 【資料】婚姻関係財産一覧表

第2章 分与対象財産の確定

概説

- ◆対象財産の抽出が必要となる理由
- ◆対象財産抽出のプロセス

第1 対象財産確定の基準時

- 別居時に財産分与の基準時としない場合(別居後もしばらく家計を同一にしていた例)
- 別居時に財産分与の基準時としない場合(海外留学を理由に別居した例)
- 別居と同居を繰り返している場合
- 別居をせずに離婚した場合(離婚成立より前の時点を基準時とした例)

第2 基準時前に散逸した財産の持戻し

- 別居時に持ち出した財産を持ち戻す場合
- 離婚を申し出た後に多額の預金の引き出しがある場合
- 親族への送金が問題となる場合

第3 未成年の子名義の財産

- 子名義の財産がある場合(分与対象とした例)
- 子名義の財産がある場合(預貯金の一部を子の固有財産とした例)
- 子名義の財産がある場合(原資を複数の間接事実から立証した例)

第4 事業用財産

- 自営業者(個人事業主)の事業用財産が問題となる場合
- 会社名義の財産が問題となる場合(会社名義の資産を財産分与の対象としなかった例)
- 会社名義の財産が問題となる場合(会社名義の資産も財産分与の対象に含めた例)

第5 特有財産と婚姻後に形成した財産の区分

- 不動産の購入資金が問題となる場合(特有財産が含まれていると認められた例)
- 不動産の購入資金が問題となる場合(特有財産が含まれているとは認められなかった例)
- 預貯金が問題となる場合(特有財産と認められた例)
- 預貯金が問題となる場合(特有財産とは認められなかった例)
- 特有財産から発生した預貯金の利息が問題となる場合
- 保険の解約返戻金が問題となる場合
- 配偶者が特有財産の維持管理に貢献・寄与した場合

第6 その他

- 親族名義の財産が問題となる場合
- 夫婦名義の財産であるものの実質的所有者が第三者の場合
- 妻側の特有財産が夫名義の財産に含まれている場合

- 24 夫が妻の不満を抑えるために妻名義に変えた不動産が問題となる場合
- 25 将来受給する予定の退職金が問題となる場合
- 26 債務を対象から外した場合

第3章 分与対象財産別の評価

- 概説
- 不動産
- 預貯金
- 生命保険
- 退職金
- 株式等
- 債務

第1 不動産の評価

- 不動産の購入代金に特有財産が含まれていることを考慮した場合
- 別居後の住宅ローンの支払いを考慮した場合
- 不動産を分与前に売却した場合
- 不動産の維持管理に要した費用を控除した場合
- 不動産のうち建物のみが共有財産であるとき建物の評価方法が問題となる場合(使用権を含めた例)
- 不動産のうち建物のみが共有財産であるとき建物の評価方法が問題となる場合(市場流通性を考慮した例)

第2 生命保険の評価

- 婚姻前から加入している積立型保険の解約返戻金が問題となる場合

第3 退職金の評価

- 現時点で自己都合退職したとして計算した額を財産分与の対象額とする場合
- 企業年金について中間利息を控除した場合
- 将来受給する予定の退職年金が問題となる場合

第4 株式等金融資産の評価

- 非上場株式が問題となる場合
- 株価の急落を考慮した場合

第5 債務の評価

- 基準時前と後の債務が混在している場合

第4章 分与割合

- 概説
- 分与割合の原則
- 分与割合の修正

- 浪費等を原因として分与割合を2分の1から修正した場合
- 財産形成に特有財産が寄与したことを考慮した場合
- 特殊な才能で資産形成した場合(認められた例)
- 特殊な才能で資産形成した場合(認められなかった例)
- 同居していない期間があったこと等を考慮した場合

第5章 具体的分与方法

- 概説
- 不動産
- 流動資産(預貯金、生命保険、有価証券)
- 退職金

第1 不動産の処理方法

- 共有不動産の処理が問題となる場合(持分移転と金銭支払を引換給付とした例)
- 共有不動産の処理が問題となる場合(共有のまま終了した例)
- 妻子が居住する不動産につき居住権を認めた場合
- 住宅ローンの免責的債務引受けと名義移転をする場合
- 夫婦共同経営事業用不動産が問題となる場合(2分の1ずつ共有することとした例)
- 親族所有の土地上に存在する建物がある場合(敷地利用権が否定される可能性を残した例)
- 親族所有の土地上に存在する建物がある場合(敷地利用権が否定される可能性を排除した例)

第2 金銭の支払方法

- 財産分与の支払と養育費の支払を相殺した場合
- 退職金についての支払時期を将来の退職金受給時とした場合
- 退職年金についての支払時期を将来の年金受給時とした場合

第6章 周辺事情と財産分与

概説

- 扶養的財産分与
- 婚姻費用の清算
- 慰謝料との関係
- 財産分与契約
- 内縁と財産分与

第1 扶養的財産分与

- 扶養的財産分与が問題となる場合(分与額を増額した例)
- 扶養的財産分与が問題となる場合(自宅の無償使用と定期給付を認めた例)
- 扶養的財産分与が問題となる場合(分与義務を免れさせた例)
- 扶養的財産分与が問題となる場合(認められなかった例)

第2 未払の婚姻費用の清算

- 未払の婚姻費用の清算が問題となる場合(認められた例)
- 未払の婚姻費用の清算が問題となる場合(認められなかった例)

第3 払い過ぎた婚姻費用の清算

- 払い過ぎた婚姻費用の清算が問題となる場合(認められた例)
- 払い過ぎた婚姻費用の清算が問題となる場合(認められなかった例)

第4 慰謝料との関係

- 支払うべき慰謝料額を控除した場合

第5 その他

- 財産分与契約が問題となる場合
- 内縁関係が問題となる場合

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社 T460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 T162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 T060-8515 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 T981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 T162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 T337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 T460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 T540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 T730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 T760-8536 高松市墨町3丁目14番11号
福岡支社 T810-8863 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2017.10) 509841



この印刷物は環境にやさしい
「植物性大豆油インキ」を使用しています。

2分の1ルールだけでは解決できない

財産分与額算定・処理事例集

編著 森公任(弁護士)
森元みのり(弁護士)

一筋縄ではいかない事件を柔軟に
解決するため!



- 財産分与における実例を論点別に分析し、考慮要素や計算方法、解決案などを整理しています。
- 事例から導かれた、実務上の留意点を「POINT」として掲げることにより、事案解決のヒントを示しています。
- 多数の離婚事件に携わり実務に精通した弁護士が、豊富な経験を踏まえて執筆しています。

A5判・総頁326頁
本体価格 3,500円+税
送料実費

電子書籍版も
発売!!

本 webショップからお申込みいただけます。
新日本法規 Web で検索
<http://www.sn-hoki.co.jp/shop/>

電子書籍版

[電子書籍版]
本体価格 2,800円+税



0120-089-339

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

f 公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



おかげさまで70年
新日本法規出版

第5 特有財産と婚姻後に形成した財産の区別

14 不動産の購入資金が問題となる場合（特有財産が含まれていると認められた例）

◆POINT◆

不動産の購入資金に特有財産が含まれている場合は、金銭の流れを丹念に追って、特有財産であることを立証する必要がある。

事案の概要

原告：妻（専業主婦・40代前半）

被告：夫（会社員・40代後半）

① 原告と被告は、平成10年5月11日に婚姻した。原告が、平成24年3月に自宅を出て以後、原告と被告は別居している。

② 原告は、被告に対し、平成25年4月に離婚訴訟を提起した。

③ 原告と被告は、3,700万円のマンションを、平成10年11月5日に手付金370万円、平成11年8月28日に頭金1,030万円、被告が組んだ住宅ローンによる借入金2,300万円を支払って購入した。マンションの共有持分は、原告が8分の3、被告が8分の5の割合で取得した。

④ 原告と被告の間では、マンションの手付金、頭金、特有財産がいくら含まれているかについて争いとなる方の主張は次のとおりである。

⑦ 平成10年11月5日に支払った手付金370万円の原

❖❖ 和解内容 ❖❖

裁判所から、不動産を下記①～⑥のとおり評価する和解案がされた。

- ① マンションの購入費用は3,700万円であり、原告と被告は、年11月5日に370万円、平成11年8月28日に1,030万円をそれぞれ、住宅ローンとして2,300万円を借り入れた。
- ② このうち、上記370万円が被告の特有財産から拠出された当事者間に争いがない。
- ③ 上記1,030万円については、平成11年8月20日から25日にかけて
 - ①原告名義のA銀行の口座から620万円、②被告名義のB銀行の口座から141万円、③被告名義のC銀行の口座から153万円、④被告名義のD銀行の口座から150万円、⑤被告名義のE銀行の口座から150万円がそれぞれ出金されており（総額1,199万円）、これらがなっていることが認められる。
 - ⑦ ①、②について
 - ① 原告は、平成11年8月20日に、2本の定期預金を解約し、150万円及び165万円を得、同日、この合計300万円を原告名義の銀行の口座に入金した。
 - このうち、上記135万円は、原告が婚姻前から預け入れたものであり、原告の特有財産である。
 - ② また、上記165万円は、平成10年2月2日の定期預金150万円及び同年11月8日の定期預金150万円が原資であり、このうち、上記135万円は、原告が婚姻前から預け入れたものなので、原告の特有財産である。
 - ③ 同じく、上記165万円は、平成10年2月2日の定期預金150万円及び同年11月8日の定期預金150万円が原資であり、このうち、上記135万円は、原告が婚姻前から預け入れたものなので、原告の特有財産である。

産分与対象額は1,847万5,000円（=2,500万円 - 167万5,000円 - 4万円）となる。

不動産については上記①～⑥を前提とし、預金等の他の財産も踏えて、財産分与として、本件不動産の原告共有持分（持分8分の3）部を被告に分与し、被告は原告に対し1,500万円を支払うこととする和解案が提示された。

❖❖ コメント ❖❖

1 特有財産と共有財産の区別

基準時に存在する夫婦名義の財産の中には、婚姻前から保有していた財産、婚姻中に相続や贈与等で得た財産など、夫婦が協働して形成したものではない財産（特有財産）が含まれていることがある。特有財産は、財産分与の対象とならないため、除外する必要があるが、有財産と特有財産が一見して明確に区別できる場合ばかりではなく、共有財産と特有財産が混在している場合も多い。

そのため、ある財産又は金額が特有財産であると主張する者は、それが夫婦協働で得た収入（給与等）とは異なる原資からもたらされることを立証する必要がある。

2 不動産の場合

31 不動産のうち建物のみが共有財産であるときの評価方法が問題となる場合（使用借権を含む例）

◆POINT◆

不動産のうち建物のみが夫婦共有財産として財産分与対象になる場合、敷地利用権としての使用借権を含む物を評価する場合がある。

事案の概要

申立人：妻（パート・40代後半）

相手方：夫（会社員・50代後半）

- ① 申立人と相手方は昭和6年に婚姻し、2人の子をもうけた。
- ② 相手方は、平成×年、相手方の母が所有していた土地を相続して、その土地を新築した。
- ③ 申立人と相手方は、平成25年に離婚した。離婚後、自宅を出て財産分与調停を申し立てた（不調による移行）。
- ④ 審判では、建物の鑑定に際し、敷地利用権価格が価値に含まれるか否かで当事者の主張が対立した。裁決では、建物の鑑定に際し、敷地利用権価格が価値に含まれるか否かで当事者の主張が対立した。裁決では、建物の鑑定に際し、敷地利用権価格が価値に含まれるか否かで当事者の主張が対立した。

取得するのはどちらか、敷地利用権を含めて建物を評価することが当事者の公平にかなうか否か等、一切の事情を総合的に考慮し、敷地利用権価格を建物の評価に加えるか否かを判断しているものと思われる。古い裁判例ではあるが、下記「参考事例」の鳥取家審昭39・3・25は、建物の評価に際し、借地権がある建物とない建物の評価額の平均値を取り、折衷的な判断を下した。

なお、離婚に伴い敷地所有者等と建物所有者の立場が対立し、そもそも結果として建物の存立が脅かされる事態が生じる場合には、【事例32】のとおり、建物は市場流通性がないものとして低い価格で評価されることがある。

❖❖ 参考事例 ❖❖

- 妻の父所有の土地上に立つ建物（夫名義）価格について、夫にとっては婚姻が解消された以上借地権なき建物であるが、妻にとっては借地権（敷地利用権）のある建物であるとして、相対的に評価した上で当事者間の公平を考慮して平均値を取った事例（鳥取家審昭39・3・25判タ176・215）
- 夫が相続した借地上に立つ建物（夫名義）について、夫婦の協力によって建物が建築されたことからすれば、建物が何の敷地利用権を伴わない建物の基礎をなくものとみることは相当ではないとして、借地権の価額（うち使用借権に相当する価額）を財産分与の対象として考慮した事例（京地判平15・4・11（平12タ831））
- 夫の母所有の土地上に立つ建物（夫持分10分の8）の敷地利用権について、いずれ土地について相続が発生すれば夫の特有財産になると考えられ

42 特殊な才能で資産形成した場合（分与割合の修正が認められた例）

◆POINT◆

夫婦の一方の特別な努力や能力により資産形成がなされた場合には、原則2分の1とされている寄与の割合が修正される。

事案の概要

申立人（抗告審抗告人）：妻（無職・50代後半）

相手方（抗告審相手方）：夫（会社員・60代前半）

- ① 申立人と相手方は、昭和52年に婚姻し、3人の子をもうけた。
- ② 相手方は、平成9年に最初の勤務先の執行役員に就任し、平成15年から平成20年にかけて関連会社の代表取締役社長を務めた。この間の相手方の平成13年分から平成18年分までの確

- ⑥ 平成24年に、申立人は、財産分与審判を申し立てた。
- ⑦ 申立人は、全ての資産の2分の1を申立人が取得するのが相応であると主張した。

これに対し、相手方は、相手方名義の巨額な財産形成は、偏に相手方の勤務会社における役員給与等による収入、代表取締役となった後の経営者としての才覚によるもので、申立人の貢献によるものではないとして、申立人の寄与の割合は37.5%程度にとどまるとして主張した。

- ⑧ 原審判は、相手方が高収入を得られたのは相手方自身の努力や能力によるところが大きいことなどを理由に、寄与の割合を申立人40%に対し、相手方60%とするのが相当であるとした。
- ⑨ 原審判に対し、申立人は、資産の2分の1相当額の支払を求めて、抗告した。

（参考：平成25年10月東京高等裁判所決定）

❖❖ 決定内容 ❖❖

当裁判所は、夫婦共同財産を分与すべき割合は抗告人が40%、相手方が60%とすべきと判断する。

一件記録によれば、相手方は、平成9年に最初の勤務先の執行役員に就任し、平成15年から平成20年にかけて関連会社の代表取締役社長を務めたこと、この間の相手方の平成13年分から平成18年分までの確定職金、ストックオプションを得ていたことが認められる。

このように、相手方は相当高額の収入があり、それが資産形成に寄与していたといえる。このような高収入を得られたのは相手方自身の